

右の者に対する昭和二九年京都市条例第一〇号集会、集団行進及び集団示威運動  
に関する条例違反被告事件につき、昭和四三年四月三日京都地方裁判所が言い渡し  
た判決に対する控訴申立事件を最高裁判所に移送することは、許可しない。

昭和四三年一一月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美